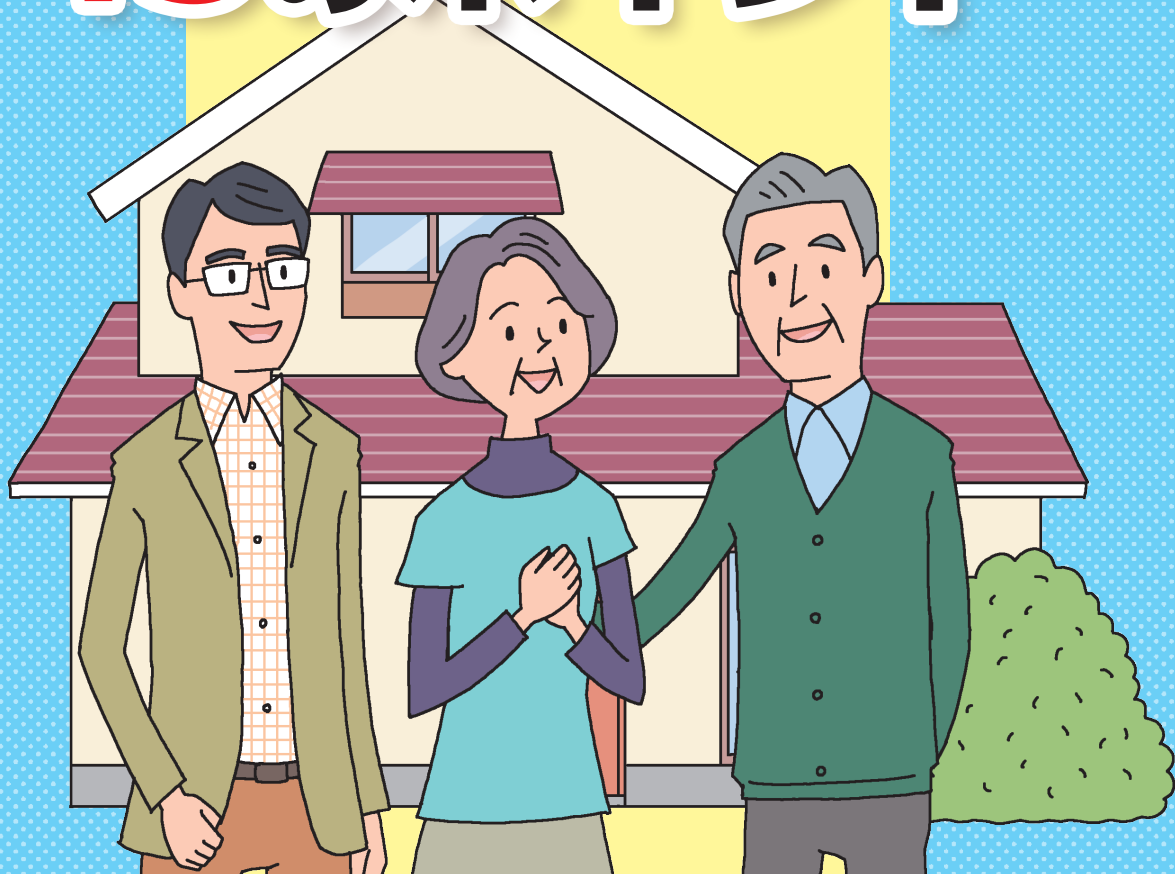


おさえておきたい

改正相続法と 税務 15のポイント



はじめに

平成30年7月に行われた民法相続編の改正も、令和2年7月10日に「自筆証書遺言書の保管制度」が開始されたことにより、改正法のすべてがスタートしました。新聞や雑誌にも大きく取り上げられ、ご存じの方も多いのではないのでしょうか。

昭和55年以来、約40年ぶりの大改正ともいわれる今回の改正ですが、今後ますます進展していく高齢化に対応するために様々な方策を打ち出しています。例えば、夫（家の名義人）に先立たれた高齢の妻というように、残された配偶者の居住権を保護するための「配偶者居住権」という権利が新しく創られました。

また、高齢化に伴い増加する事業承継を円滑にするために、「遺留分」の請求について金銭解決を原則化し、処理が円滑になるようにもしています。その他、改正点は多岐にわたり、改正法を活用できるかどうかで、当事者の方々のその後の人生が大きく変わる可能性もあります。

この冊子は改正ポイントをできるだけ広くカバーしつつ、総論的な解説に留まらず、改正法下において自らの相続対策を検討している方、あるいは遺族として相続に関わる方が、一度は疑問に持つような論点について解説をしています。司法書士と税理士が協力して執筆することで、法務・税務両方をカバーした冊子となっています。

この冊子を通して、新しい相続制度への理解を深めていただき、読者の方のこれからの生活に役立つことができれば大変うれしく思います。

目次

1	それぞれの改正はスタート時期が異なる！	
1	法律の成立	4
2	原則施行日と例外	4
2	配偶者短期居住権 揉めれば長期に？	
1	配偶者の居住権の保護	6
2	配偶者短期居住権が認められるには？	7
3	配偶者短期居住権は、必ずしも短期とは限らない	7
3	配偶者居住権 配偶者がやっていいこと・ダメなこと	
1	配偶者居住権とは	8
2	配偶者居住権を取得した場合の建物の利用方法	8
4	配偶者居住権を消滅させると税金がかかる？	
1	配偶者居住権・敷地利用権の譲渡所得課税	10
2	譲渡所得の具体的計算例	11
3	配偶者居住権・敷地利用権の贈与税課税	12
5	配偶者居住権と小規模宅地等の特例、お得な制度を両使い	
1	小規模宅地等の特例は居宅敷地の減額を認める制度	13
2	配偶者居住権との関係は	14
6	自筆証書遺言の財産目録、パソコンで書くだけでOK？	
1	自筆証書遺言の方式の緩和	16
2	財産目録等を添付する場合の注意点	17
7	自筆証書遺言の保管制度 コストはどれくらい？	
1	自筆証書遺言の保管制度	18
2	自筆証書遺言の保管制度利用のコスト	19
8	特別の寄与の制度 問題になる前に……	
1	特別の寄与の制度とは	20
2	トラブルを防ぐために	21

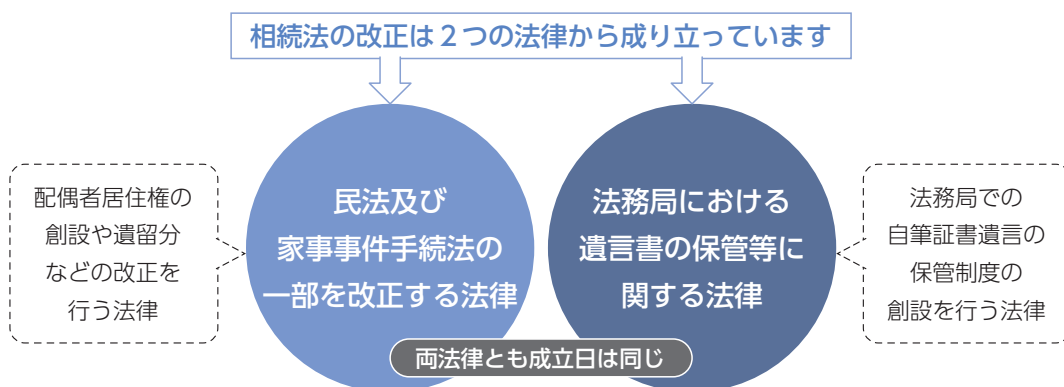
9 特別寄与者は相続税が2割増し？	
1 相続税法における2割加算制度	22
2 実際の運用	23
10 自宅を配偶者へ贈与するときのポイントはココ！	
1 民法における制度概要	24
2 相続税法におけるおしどり贈与制度とは	25
3 実際の運用	25
11 預貯金の払戻し制度 具体的な手順と注意点	
1 預貯金の払戻し制度	26
2 払戻しの具体的な手順は？	26
3 払戻しをする場合の注意点	26
12 遺留分をお金で払うか・物で払うか、判断するためのヒント	
1 遺留分減殺請求	27
2 遺留分侵害額請求へ	27
3 遺留分を現物財産で交付した場合の課税関係	28
13 遺産分割協議前に財産を処分されたら	
1 相続が開始した場合の遺産の性質	30
2 改正法の取扱い	31
14 改正相続法は「登記」がキーになる！	
1 相続と登記	32
2 「相続させる」旨の遺言と登記	32
15 相続をめぐる法律改正、実は今後も続く？	
1 所有者不明土地問題	34
2 民法・不動産登記法の改正	34

1

それぞれの改正はスタート時期が異なる！

1 法律の成立

昭和 55 年以来大きな改正がされてこなかった相続法制を改正する法律が、平成 30 年 7 月 6 日に国会で成立しました。配偶者居住権の創設、自筆証書遺言の保管制度の創設などが盛り込まれた、相続法制のあり方を大きく変える改正となっています。高齢化の進展など社会情勢の変化を踏まえ、これまでの相続に関するルールが見直されたのです。



本冊子における「改正法」とは、上記 2 つの法律を指しています。

2 原則施行日と例外

実際に成立した法律を実施する日を「施行日」といいます。改正法の原則的な施行日は令和元年 7 月 1 日とされていますが、一部例外もあり、まとめると以下のとおりです。

原則施行日：令和元年 7 月 1 日

- 例外：①平成 31 年 1 月 13 日／自筆証書遺言の方式の緩和
②令和 2 年 4 月 1 日／配偶者短期居住権、配偶者居住権の創設
③令和 2 年 7 月 10 日／自筆証書遺言の保管制度の創設

①「施行日」の基本的な考え方

改正法の施行日以後の相続では、新しい法律が適用されるのが原則です。例えば、特別の寄与の制度（**8**参照）であれば、原則施行日である令和元年7月1日以降に発生した相続であれば認められますが、令和元年7月1日より前の日に発生した相続については認められないことになります。

② 意外と難しい施行日の考え方

しかし、必ず相続の発生時期が基準になるとは限りません。例えば、自筆証書遺言の方式の緩和（**6**参照）を例に挙げると、平成31年1月13日が施行日になります。この日以降に改正法で認められた方式で自筆証書遺言を作成し、それから遺言者の相続が発生すれば何も問題はありません。

では、平成31年1月12日に、改正後に認められた方式で自筆証書遺言を作成し、遺言者が死亡したのが平成31年1月13日である場合には、どうなるのでしょうか。この場合は、改正法を適用しないこととされており、自筆証書遺言が無効になりえます。

一方で、預貯金の払戻し制度（**11**参照）の施行日は、原則施行日である令和元年7月1日ですが、その日より前に発生した相続にも適用があるとされています。こうした施行日と旧法、改正法の適用関係を整理している規定を経過措置規定といいます。

少し複雑な部分があるため、施行日より前に行った遺言の作成や贈与などについて改正法の適用があるのか、司法書士等の法律の専門家に確認するとよいでしょう。



2

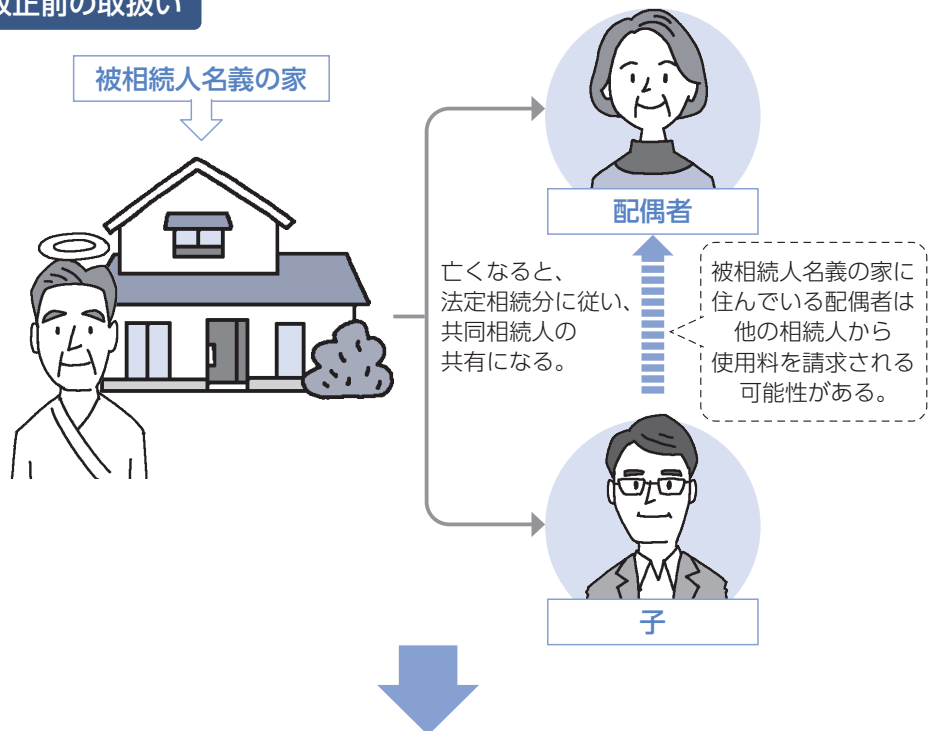
配偶者短期居住権 揉めれば長期に？

1 配偶者の居住権の保護

今回の改正法では、高齢化に対応するために、被相続人の死後残された配偶者の居住権を保護するための制度が創設されました。被相続人の死亡から一定期間（次ページ3参照）の居住権を保護する「配偶者短期居住権」と、原則として配偶者が亡くなるまで（遺産分割協議などによって一定の期間を定めた場合にはその期間）の居住権を保護する「配偶者居住権」です。これらの居住権が認められれば、残された配偶者は建物の所有権を取得しなくても無償で住み慣れた家に住むことができます。

■ 建物が相続された場合の共有持ち分のイメージ

改正前の取扱い



改正後は、配偶者が配偶者居住権を取得できれば、
無償で居住することができる。

■ 配偶者短期居住権と配偶者居住権のイメージ



2 配偶者短期居住権が認められるには？

配偶者短期居住権は、残された配偶者が相続開始の時において被相続人の名義の建物に無償で居住していれば認められます。特に被相続人が遺言書を残しておく必要や、生前に契約をしておく必要はありません。被相続人との同居も要件ではないので、例えば、相続発生時には被相続人が家から離れて施設に入っていたというような場合にも認められます。

緊急避難的ではあるけれども、柔軟に権利を認めることで、被相続人の死亡という不測の事態が発生した場合において、残された配偶者の居住権が不安定化するのを防止しているのです。

3 配偶者短期居住権は、必ずしも短期とは限らない

配偶者短期居住権は、暫定的に居住権を保護するためのものであるため、存続期間が短めに定められています。

具体的には、被相続人名義の建物について遺産分割協議をしてその所有者を決める必要がある場合には、①遺産分割協議がまとまった日、または②相続開始から6か月を経過した日のいずれか遅い日までとされています。そのため、もし遺産分割協議が何年もまとまらないということになると、その間、配偶者短期居住権も存続し続けることとなります。

もし、被相続人が建物を別の人（子など）に引き継いでほしいという意向を持っている場合であれば遺言書を書いて、あらかじめ建物の帰属先を決めておくべきでしょう。この場合でも配偶者短期居住権は成立しますが、建物を取得した人が配偶者居住権の消滅を請求すれば、請求から6か月後に配偶者短期居住権は消滅することになります。

3

配偶者居住権 配偶者がやっていいこと・ダメなこと

1 配偶者居住権とは

配偶者居住権は、**2**で解説した通り、被相続人の死後残された配偶者の居住権を、原則終身というような長期にわたって保護するためのものです。

配偶者居住権を設定するには、①遺贈、②遺産分割協議、③死因贈与、④家庭裁判所の審判による方法があります。配偶者居住権を取得した人は、建物全部について無償で使用収益することができ、自ら居住するだけでなく、所有者の同意を得て第三者に賃貸することも可能とされています。

なお、配偶者居住権を第三者に対抗するためには、登記をする必要があるとされています（**14**参照）。

■ 配偶者居住権の登記例

権 利 部（乙 区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	配偶者居住権設定	令和〇年〇月〇日 第1234号	原因 令和〇年〇月〇日遺産分割 存続期間 配偶者居住権者の 死亡時まで 特約 第三者に居建物の使用又は 収益をさせることができる。 配偶者居住権者 東京都中央区〇〇一丁目1番1号 甲野花子

（注）登記に必要となる登録免許税は、建物の固定資産税評価額の0.2%

2 配偶者居住権を取得した場合の建物の利用方法

配偶者居住権を取得した人は、長きにわたって建物を利用していくことになりますが、建物の所有権を取得した他の相続人（子など）の権利にも配慮する必要があります。よって、配偶者居住権を取得した人の建物の利用については、次のように一定の制限があります。